

2. 危機管理体制の整備

● 災害時の巡視体制

洪水や地震などの災害発生時及び河川に異常が発生した場合またはその恐れがある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

● 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

● 水防団等との連携

水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所での合同巡視など水防体制の充実を図る。洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化などの省力化の支援に努める。

● 洪水予報、水防警報

天塩川及び名寄川は「洪水予報指定河川」に指定されており、气象台と協同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。